

第8回（仮称）はりま新宮小中一貫校開校準備委員会（議事録）

日 時 令和7年9月2日（火）
午後7時から（約1時間）
場 所 新宮総合支所第1会議室
出席者 19名（別紙のとおり）

1 開 会

2 議 事

- （1）（仮称）はりま新宮小中一貫校 校章デザイン募集要項（案）について
事務局から説明

<協議の結果、決定したこと>

（仮称）はりま新宮小中一貫校の校章デザインについて、令和7年9月10日から令和7年10月31日まで募集し、開校準備委員会で協議を行った上でデザインを決定することとした。

<質疑・協議内容>

（教育長）応募の際に保護者の同意が必要としているが、例えば、学校で校章のデザインについて考えてみようとなつて、デザインを書いて提出することになると、一度家に持って帰って保護者に署名してもらってから再度学校で集めることを想定している。この流れについて、ご意見ないか。

（委員長）例えば、家に持ち帰り、祖父や祖母、それから保護者もデザインを書いているようであれば、家の方たちと一緒に提出するというケースも考えられる。

（事務局）想定としては、学校で集めても、別で提出しても、どちらでも構わない。もし校長先生がよければ、校長先生の判断で保護者の同意を不要にしてもよいかと思う。中学生は、美術の時間に考えることもあると想定できる。

（委員）中学校でいうと、授業で先生が校章デザインを考えてみてくださいと言ったときに、保護者同意があるがために生徒たちが一度持って帰ることになると手間が生じる。案としては、生徒たちに書いてもらったものを学校で回収してそのまま提出する、もし選ばれるというようなことがあれば、保護者に伝える方法が考えられる。

(委員長) 保護者の確認がいるというのは、著作権と副賞が関係しているとのことであるが、それは何か根拠があるのか。

(事務局) 著作権と副賞が関係してくるので、保護者がそのあたりを把握しておかないといけないと考えたからである。どうやって決めていくかについては、まだ決まっていないが、ある程度絞られてくる段階で、一度保護者に承諾をとるということはあると思う。

(委員長) それをすると、途中で受賞者が大体わかってしまう。

(教育長) 委員がおっしゃったように、選ばれたらその時点で確認する。家で書く子どもは家の人と一緒に提出することも可能とし、学校で書いた場合は学校で集めてもらって提出することのいずれでもよいのではないかな。

(委員長) 保護者の確認を校長に委託をするような形で、校長の判断で提出することはできないか。

(事務局) その子が確実に書いたということが必要だと考えている。

(委員) おそらく子どもたちはタブレットで書くこともあると思うが、それを紙で提出となると、タブレットで書いたものを学校で印刷して提出することになる。その場合は、学校がまとめて応募することになるので、本人が書いたことを確認することができる。

(事務局) デジタル・アナログは問いていないので、デジタルの部分だけを印刷してもらって、この紙に貼ってもらうことは構わない。学校を通して提出してこられたものは、保護者の証明がなくても受け付けることがよいかなと思う。家から直接提出される場合は、やはり保護者の署名をいただきたい。

(副委員長) 未成年の設定は18歳未満なのか。

(事務局) 18歳である。

(副委員長) そうなると高校生も保護者の同意が必要になるのか。

(事務局) 高校生も保護者の同意が必要になる。ただもう一つ想定できるのは、龍野北高校の生徒にお願いしたときに、高校で取りまとめて提出されることも有り得るが、それはそれでまた小中学校と同じような考え方になると思う。

(委員長) 話をまとめると、未成年の作品については、あくまでも保護者の同意が必要であるが、学校でまとめて提出するものについては例外として取り扱うということではよいかな。

～ 異議なし ～

(委員) この校章は、どんな用途に使用するのか。制服に使用したりするのか。

(事務局) 何に使用するかはまだ決まっていない。

(副委員長) 応募があったものを選定していく方法を決めておく必要がある。学校名を決めたときの方法が、皆さんの意見を吸い上げながら公平で丁寧に決めることが

でき、クレームもなかったと聞いている。

(事務局) 学校名のときには、応募された作品をまず事務局ですべてチェックし、募集要項の内容に適合しているかどうかを確認した。適合していない作品があれば、こちらの方で連絡をとり、確認した上で、応募された作品すべてを紙ベースで全委員に送付し、事前選考をお願いした。小中一貫校、小学校、中学校の名称をそれぞれ3点ずつ挙げていただき、事前選考の結果は公平性を期すために選考者の名前を出さずに委員会に提出した。その後、小学校区ごとの委員で選考し、絞っていった。最終的に候補を3つぐらいに絞り、そこから学校名候補を選定した流れである。

(委員長) 決め方を決めておけば、次の準備委員会の時期は分からないが、その時にはある程度絞られて、協議ができる。校章についても同じようなやり方でよろしいか。

～ 異議なし ～

(事務局) 募集の結果、何点応募があるか分からないが、仮に100点出てきたら100点のデザインを委員の皆様のお手元に届けるということによろしいか。応募要項に合致するかどうかは事務局で確認した上で送付する。なお、校名の時は各委員3点ずつ選んでいただいたが、今回は5点ぐらいを選んでいただくことを考えている。おそらく11月中旬ぐらいまでには送付できると思う。

～ 異議なし ～

(事務局) デザインの説明もその選考の資料になるので、デザインの説明も一緒に送付させていただく。送付するものに応募者の氏名は記載しないが、年齢は入れることを考えている。

(委員長) 年齢は何のために記載するのか。

(事務局) 大人か子どもの作品が分かるようにしたいと考えている。

(委員長) 子どもだろうが大人であろうが本当にいいものを選ぶのであれば、年齢は必要ないと考える。

(事務局) デザインと説明だけにさせていただく。番号を振っておくので、その番号を選んでもらう形にしたい。

(委員長) 選考する際は、記名式なのか。

(事務局) 記名式である。どなたから提出があったかどうかを確認するためだけであるので、それ以外には使用しない。募集要項の保護者同意の箇所について、学校から提出のあった部分については不要ということをただし書きで入れる。

(委員) 学校から提出する場合は、名前と学年だけでよいか。

(事務局) 学校から提出していただく場合は、氏名、学校名、学年を記載していただ

ければよいこととする。

(委員) この募集に関することは、PTA会員に情報提供してよいか。

(事務局) ぜひお願いしたい。

(委員長) 応募のあったデザインを委員でない方に見せることは不可でよいか。

(事務局) 不可である。漏れないように注意していただきたい。

(委員) カラー、単色は問わないとあるが、選考する時に悩むことにならないか。

(事務局) 校章を単色で使うこともあるので、そういったことも考慮していただければと思う。

3 報告事項

(2) (仮称) はりま新宮小中一貫校 校歌の作成にかかる小学校区部会での意見について

事務局から説明

＜協議の結果、決定したこと＞

各小学校区部会から、小学校・中学校ともに新たに校歌を作成するという案についての意見が出なかったため、今後はこの案を候補から外して協議を進めることとした。

＜質疑・協議内容＞

(委員長) 各小学校区部会において、校歌の作成数の案に対し、様々な意見が出されたが、事務局で何か補足はあるか。

(事務局) 校歌の著作権について、弁護士に相談させていただいた結果を報告させていただく。著作権は、特別な理由がない限り、著作者の死後70年を経過するまでの間、存続する。新宮中学校の校歌は作詞・作曲者の死後70年を経過していないため、著作権はまだ存続している。そのため、曲・歌詞をアレンジするなどの改変をする場合は、著作権者の了解を得る必要があり、曲・歌詞のどちらか一方だけを改変する場合もこの歌詞のために曲をつけているというようなことがあるため、曲・歌詞の両方の著作権者に了解を得る必要がある。作詞・作曲者が亡くなっている場合は、その著作権を保有されているご子息にその権利が相続されており、その方の了解を得る必要がある。その権利を有する方が何人おられて、どこにおられるのかということを把握する作業は非常に困難な作業になるという話であった。校歌の題名を新宮中学校からはりま新宮中学校に改称するような非常に軽微な改変の場合は、著作権を行使する目的も行使する主体も変わっていないため、著作権の侵害には当たらないとのことであった。

(委員長) そういうことであれば、新宮小学校区の部会から意見のあった意見は難しいということになる。各校区の意見を確認すると、小学校・中学校ともに新たに校歌を作成するという案については意見が出なかったため、今後はこの案を候補から外し、残りの①－１、①－２、②－１の３案で検討をしていくこととしてよろしいか。

～ 異議なし ～

(委員) 越部小学校の部会の場合は、今までの新宮中学校の校歌はそのままにして、５番まで追加する形で、すべての地区の特徴を校歌に入れられないかというのが基本的な考え方である。既存の校歌に追加するという場合は、著作権がどうなるのかを尋ねたい。今までの校歌であれば、鳳など新宮地区の話になってしまうので、それ以外の地区のものを含めた歌詞を追加してはどうかというのが意見である。

(事務局) 再度、弁護士に確認したい。ただ、新宮中学校の今の校歌は、地区の特徴すべてが入ったものではない。

(委員長) 小学校区の部会で出た貴重な意見であるので、再度確認していただきたい。それでは、校歌の作成についてはここまでとし、校章デザインの協議が落ち着いてから校歌の協議を再開する予定とするので、その時は今回出された意見を参考にしていきたい。

４ そ の 他

５ 閉 会